

鵜沼地区郷土づくり推進会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱（平成25年4月1日施行、以下「要綱」という。）の規定により設置された鵜沼地区郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(意見の集約)

第2条 推進会議は、要綱第3条第1号の意見の集約を行う場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 地区全体集会

(2) アンケート

(3) 前2号に掲げる方法のほか、鵜沼地区の実情に即し、推進会議が適当であると認める方法

(組織)

第3条 推進会議は、地域で活動する別表に掲げる団体等から推薦された者及び公募により選出された者30人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 公募委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(役員等)

第5条 推進会議に議長1人のほか、副議長若干名、書記2人及びその他の役員若干人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、（あらかじめ副議長のうちから議長が指名する者が）その職務を代理する。

4 書記は、推進会議の全体会の議事録を作成する。

(会議)

第6条 推進会議は、次の各号に掲げる会議を開催する。

(1) 全体会議

(2) 役員会

(3) 委員会

(会議の公開)

第7条 会議の公開及び傍聴等に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(議事録の作成)

第8条 議事録は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める期間公表するものとする。

(委員会)

第9条 推進会議には、活動目的を達成するための委員会を置き、推進会議委員及び推進会議に協力する者等のうちから推進会議が選任する者で構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、(推進会議委員のうちから,)委員会の構成員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、鶴沼市民センターとする。

(委員選考委員会)

第11条 市長は、現に委員である者の任期が満了する3ヶ月前までに、議長並びに委員及び委員以外の者の中から推進会議が選任する者によって構成する委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置しなければならない。前項に定めるもののほか、選考委員会、委員の募集及び選考に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正 2014年(平成26年) 8月 1日
- 3 改正 2015年(平成27年) 12月14日
- 4 改正 2017年(平成29年) 12月 8日
- 5 改正 2020年(令和 2年) 4月 1日

6 改正 2024年(令和 6年) 1月15日

別表(第3条関係)

番号	地域団体の名称
1	鵜沼地区町内会自治会連合会
2	鵜沼地区社会福祉協議会
3	鵜沼東地区民生委員児童委員協議会
4	鵜沼南地区民生委員児童委員協議会
5	鵜沼地区交通安全対策協議会
6	鵜沼地区防犯協会
7	鵜沼地区生活環境協議会
8	鵜沼地区青少年育成協力会
9	鵜沼地区老人クラブ連合会
10	鵜沼ふれあいトライアングル
11	鵜沼地区交通安全母の会
12	鵜沼海岸商店街振興組合
13	鵜沼地区ボランティアセンター「ささえ」
14	鵜沼東地域包括支援センター
15	鵜沼南地域包括支援センター
16	鵜沼郷土資料展示室運営委員会